

【法人開設】診療所の開設許可（届出）事項中一部 変更届

- ◆ 医療法人など法人開設の診療所・歯科診療所が、下記事項を変更した場合は、**変更後 10 日以内**に、変更の届出を行う必要があります。
- ◆ **診療所開設許可（届出）事項中一部変更届【変更届】**の様式と
【添付書類】をそれぞれ**2部ずつ**（保健所提出用、開設者控え（副本）用）ご提出ください。）

変更後 10 日以内に届出が必要な主な事項と添付書類

変更事項	必要書類	注意事項
(1) 開設者の住所、氏名（名称）	【変更届】 必要 【添付書類】 ※	※開設者（法人）の住所変更又は、名称変更が該当します。 ※定款の変更があった場合は、「(8) 定款、寄付行為、条例」も○をつけ、(8)に記載している必要書類の添付をしてください。 ※開設者を交代する場合は、廃止・新規開設の手続きが必要です。
(2) 施設名称	【変更届】 必要 【添付書類】 不要	※医療機関の名称は、広告と扱われるため、医療広告ガイドラインや関係法令に沿ったものにしてください。 ※定款の変更があった場合は、「(8) 定款、寄付行為、条例」も○をつけ、(8)に記載している必要書類の添付をしてください。
(3) 所在地の表示	【変更届】 必要 【添付書類】 不要	※診療所を移転する場合は、新たに診療所の開設手続きが必要です。 ※定款の変更があった場合は、「(8) 定款、寄付行為、条例」も○をつけ、(8)に記載している必要書類の添付をしてください。
(4) 診療科名	【変更届】 必要 【添付書類】 ※	※麻酔科を新たに標ぼうする場合は、麻酔科標ぼう許可証の写し。 ※標ぼう可能な診療科名については、「医政発第 0331042 号 平成 20 年 3 月 31 日 広告可能な診療科名の改正について」を参照ください。
(5) 外来診療標ぼう時間	【変更届】 必要 【添付書類】 ※	※診療している曜日・時間の全て[変更前] [変更後]を記入する必要があるため、変更届に記入できない場合は、別紙を添付してください。

変更事項	必要書類	注意事項
(6) 管理者の住所・氏名	【変更届】 必要 【添付書類】 必要	※管理者の変更の場合は、免許証の写し及び履歴書を添付してください。(新たに雇用したとき) ※免許取得日が医師は平成 16 年 4 月以降、歯科医師は平成 18 年 4 月以降の場合、臨床研修終了登録証の写しも添付してください。 ※免許証及び臨床研修終了登録書は原本照合を行うため、原本の持参が必要です。 (原本照合は開設者の責任で行うことも可能です。その際は、「原本と相違ないことを証明する」と記載し、確認した日付・開設者の代表者印の押印が必要です。) ※姓名変更の場合は、書き換え後の免許証の写しが必要です。(要原本照合)。 ※医療法人の場合は、管理者が医療法人の理事であることが必要です。そのため、理事であることを確認できる社員総会議事録や理事会議事録の写し(「原本と相違ない」旨等の記載があるもの)の添付が必要です。
(7) 医師である開設者が他に開設、管理又は勤務する医療機関の状況	【変更届】 必要 【添付書類】 ※	※他の医療機関に勤務する場合は、診療所開設(管理)承諾(証明)書の添付が必要です。 ※様式は、2の開設届のページにあります。
(8) 定款、寄付行為、条例	【変更届】 必要 【添付書類】 必要	※[変更前] [変更後]の定款、寄付行為又は条例の写し、認可証の写し、新旧対照表、。
(9) 病室の病床数の変更(減床の場合のみ)	【変更届】 必要 【添付書類】 必要	※事前に、京都府医療課(TEL075-414-4748)にご相談ください。 ※各室の用途を示した[変更前] [変更後]の診療所の平面図

申請及び届出は、医務担当窓口までご提出が必要ですが、やむを得ない事情がある場合は、郵送も受付ております。その際は必ず**切手を貼った返信用封筒**又は、**レターパックの同封**をお願いします。

また、書類の不備や補正が多発しております。郵送での申請にあたっては、内容についてメール等で**事前相談**を行ったうえで送付いただきますようお願いいたします。また、**ご担当者のお名前と連絡先**を記入してください。